意見陳述

原告 谷 口 太 規

前回の衆議院選挙の日のことは、今もはっきりと覚えています。私は当 時デトロイトでソーシャルワーカーとして働いていました。幸い私の働く 事務所は、日本大使館からそれほど離れていませんでした。その日は、時 間休を取り、歩いて日本大使館まで行って、幾つかのセキュリティチェッ クを通って、衆院選の投票をしました。事前にインターネットで選挙公報 を確認し、皆さんの施策を確認してから行きました。国民審査対象の裁判 官が誰か、それぞれがした主要な判決についても確認してから行きました。 恥ずかしながら、日本では法律家だったのに、在外国民審査が許されてい ないということを知らなかったのです。そして、投票所で、それを知りま した。おかしいなぁ、どういう理由なんだろう、首をひねりながら帰宅し ました。そして帰宅後、インターネットで調べてみました。平成23年、 その時より6年も前に、東京地裁で憲法上重大な疑義があると述べられた 判決があることをその時に知りました。しかし、その後6年間、法案提出 どころか実現方法についての検討委員会が発足したことさえないことも分 かりました。さすがに、あんまりじゃないか、そう感じました。私は知人 の弁護士で、ブラジルで日系人のための活動をしている永井さんが、同様 の問題意識を持ったことをフェイスブックで知り、この訴訟を一緒に起こ すことにしました。

私は2005年に弁護士登録をして、それ以来、ずっと都市型公設事務所や法テラスといった事務所で、いわゆる公益系と呼ばれる弁護士をしてきました。社会的弱者の助けとなることが自分の弁護士として果たすべき役割だと考えていたからです。4、5年経過した頃のことでしょうか、多

くの貧困に陥った人たちの支援にあたる中で、法律事務を処理するだけでは根本的な問題解決には至らないと感じることが多くなりました。もう少し問題の上流に取り組みたい、そう思って貧困家庭の子どもたちの学習支援に取り組むNPOを立ち上げました。その活動の中で、社会課題に対するコミュニティの力の大きさということを実感しました。弁護士 10 年目になる年、私は弁護士をいったん辞め、アメリカにコミュニティ作りを学びに留学することにしました。公的な社会保障制度の貧弱なアメリカにおいては、コミュニティレベルでの取り組みが盛んでした。ミシガン大学にはコミュニティ・オーガナイジングを専攻としたプログラムがあり、私はそこに行くことにしました。

個人事業者である弁護士にとって、数年間業務を中断することは非常に大きなリスクでした。お客さんも離れますし、働いていない期間の収入の保障は何もありません。また当時私はまだ生まれたばかりの子どもも含めた小さな子どもが2人いましたから、保育費用の異様に高いアメリカに行くことで相当な経済的支出の覚悟が必要でした。しかし、それでも留学を決めたのは、アメリカでの実践を日本に持ち帰って、貧困の中で尊厳を傷つけられている子どもたちをサポートするより良い仕組みを作りたいと思ったからでした。

留学時代、私は、ミシガン大学で、多くの素敵な友人たちと出会いましたが、その中には日本から留学をしている人たちも多く含まれていました。彼ら彼女らのバックグラウンドはさまざまでした。民間企業や中央官庁からMBAに留学している人、同じく官庁やシンクタンクから公共政策大学院に留学している人たち、ロースクールにはもちろん法曹関係者もいました。

英語のサマースクールの休み時間に、セメスターが始まった後にも時々コーヒーを飲みながら、時には地ビールを飲みながら、よく話をしました。授業のことや、アメリカ社会のこと、お互いのキャリアのこと、でも気がつけば、私たちは必ずと言って良いほどに、今の日本社会の課題、これからどうやって日本社会を変えていくか、良くしていくか、そんなことの議論に行き着きました。今まであまり縁のなかったフィールドの人たちも多かったのですが、私は、ああ、分野は違えど社会を良くしたいと思っている人たちはこんなにも多いのか、と驚きに似た感動を味わいました。

そう、彼らは住民票こそ日本から抜いてアメリカに来ていますが、日本を捨てたわけでも、関心をなくしたわけでもありません。むしろ、日本の現状や在り方に強い問題意識を持って、少しでも日本社会を良くしたいと、外国に学びに来ている人たちがほとんどでした。

今日代理人席に座っている仲間も同様です。小川さんはまさに今話した ミシガン大学で出会った友人の一人です。普段は大企業を顧客にする企業 法務の仕事をしています。塩川さんは法教育の考え方が根付いたアメリカ で学び、日本に還元するためカリフォルニアで学んでいました。井桁さん は日本での「自由」を考えるためにニューヨークで憲法を学んでいました。 吉田さんは、日本の刑事司法の在り方を変えるのに資する研究をするため に今留学準備中です。

住民票のあるなしは関係ない。留学生であれ、企業駐在の人であれ、国際結婚による移住者であれ、祖国のことを考えていない人などまずいません。日本のニュースを見て、日本にいる人たちのことを思い、外国の地であっても日本のあり方を考え、議論し、日本社会の役に立つ事を考えているのです。

このような人たちを、一律、民主主義から排除する理由など何もありません。それを正当化する理由などありません。これを排除することによって得られる利益も全くありません。

国がいう技術的不能というのが空虚な言葉であることはもう明らかです。 実際に、現代の技術を使って、投票用紙の調整・送付・投票、どのプロセスに、どの程度時間がかかり、どの在外公館ではそれが対応できないのか、 国はそうした具体的な事実に関する主張も立証も何もしていないのです。 単にできないと言い張っているだけなのです。通常の民事訴訟ではありえない対応です。選挙でできているのです。できないわけないでしょう。

海外にいても国民審査をすることは認められるべきです。憲法に重大な 疑義があると言われてから、もう7年です。もう良いでしょう。今回問題 となっているのは、ほかでもない、憲法上の権利です。海外にいる、日本 を思う十万人以上の人たちの権利なのです。

裁判所は正面からこの問題を判断すべきです。